

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年9月1日まで
申立期間の標準報酬月額と実際の支給額が相違している。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人から提出された申立期間に係る給料明細書及び未払い賃金等支払状況表により、申立人は当該期間において、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できるものの、当該給料明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額の記録と一致している。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないためあつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から平成 3 年 1 月 31 日まで
② 平成 3 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 56 年 5 月 1 日から平成 3 年 1 月 31 日まで A 社に勤務していたが、当時の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低いことが分かった。当時の給与は 30 万円を下ることはなかったため、標準報酬月額を給与相当額に訂正してほしい。また、平成 3 年 1 月末日まで勤務していたので同年 1 月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「退職するまで 30 万円以上の給料を支給されていたのに、標準報酬月額が実際の報酬月額より少ない。」と主張している。

しかし、A 社の事業主は、「20 年以上前の書類は処分した。当時の帳簿書類等は見当たらず、事務担当者も死亡しており、労務管理の実態は不明である。」と回答している上、当時の同僚 6 人のうち連絡が取れた者 3 人（他の 3 人は死亡）からも事情聴取したが、当時の給与額及び給与からの保険料控除額について明確な記憶の有る者はいないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B 厚生年金基金が平成 3 年 4 月 5 日付けで事業主に交付した、「加入員資格喪失確認通知書」（写）には、申立人の資格喪失時の標準報酬月額が 160 千円と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、昭和63年2月15日に、62年11月からの標準報酬月額変更の処理が行われているが、申立人を含む従業員6人全員の標準報酬月額が同時に変更処理されていること、定時決定以前までさかのぼってはいないこと等を踏まえると、社会保険事務所（当時）による不自然な遡及訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、前出の「加入員資格喪失確認通知書」（写）の「資格喪失年月日」欄に平成3年1月31日と記載され、オンライン記録とも一致していることから、事業主は、社会保険事務所にも申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同日として届け出たことが推認できる。

また、事業主は、申立期間②当時の資料を処分しており、労務管理の実態については不明としており、申立人の勤務を裏付ける同僚の証言、関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
申立期間について、A組合（現在は、B組合）に勤務していたのに年金の記録が無い。申立期間を農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合が保管する給与台帳により、申立期間について、申立人がA組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給与台帳から、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金が、給与から控除されていないことが確認できる上、同共済組合に当時のA組合から届け出された「組合員資格新規取得届」（写）においても、申立人の資格取得日は昭和 55 年 8 月 1 日と記載されている。

このほか、申立期間に係る共済掛金が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。